

# 南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和2年3月31日（火） 午後1時30分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

## 3. 会議次第

開 会 午後1時30分

開議宣告

会議録署名委員の指名 轟委員（南あわじ市） 宮崎委員（学校組合）

前回会議録の承認

議事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午後1時55分

## 4. 会議の出席者

《南あわじ市》

（教育長）浅井伸行

（教育委員）轟孝博、數田久美子、岡一秀、宮崎典弘

《学校組合》

（教育長）浅井伸行

（教育委員）狩野時夫、數田久美子、宮崎典弘

## 5. 会議の欠席者

《学校組合》

（教育委員）本條滋人

## 6. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 仲山和史、教育総務課長 中村尚之

学校教育課長 山川直樹、社会教育課長 福田龍八

教育総務課係長 板野あゆ美、教育総務課主事 土居久代

## 7. 会議に付した事件及びその結果

《南あわじ市》

議案第5号 南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制

- 定について  
原案可決
- 議案第 6 号 南あわじ市不登校児童及び生徒適応教室指導員の設置等に関する規則を廃止する規則制定について  
原案可決
- 議案第 7 号 南あわじ市社会教育指導員規則を廃止する規則制定について  
原案可決
- 議案第 8 号 南あわじ市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則制定について  
原案可決
- 議案第 9 号 南あわじ市学校教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則制定について  
原案可決
- 議案第 10 号 南あわじ市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について  
原案可決
- 議案第 11 号 南あわじ市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について  
原案可決
- 議案第 12 号 南あわじ市教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則制定について  
原案可決
- 《学校組合》
- 議案第 4 号 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則制定について  
原案可決
- 議案第 5 号 教育委員会委員の辞職の同意について  
同意

開 会 午後 1 時 3 0 分

【浅井教育長】 定数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、1 名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、轟委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、宮崎委員にお願いいたします。

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

何かお気づきの点ございませんでしたか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、前回の教育委員会会議録については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の定例会の会議録は、原案のとおり承認することに決定しました。

【浅井教育長】 次に、教育長職務代理者の指名をさせていただきます。

教育長職務代理者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項で、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と定められております。

この規定に基づき、私から、岡委員を教育長職務代理者に指名させていただきます。よろしく申し上げます。

【浅井教育長】 次に協議会等への教育委員の選任依頼が来ておりますので、事務局より説明をさせていただきます。

【中村課長】 南あわじ市人権教育研究協議会役員、南あわじ市民生委員推薦会委員の選任につきまして依頼が来ております。これらは、例年にならい職務代理者に就任していただいております。

【浅井教育長】 ただいま事務局から説明のありましたとおり、例年にならい、職務代理者に就任いただくということにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

それでは、岡教育長職務代理者、よろしく申し上げます。

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

3点ございますがまとめてお話させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症について、学校に様々な影響があった中、それに伴う対応について、委員の皆様には詳細を説明する機会を持つことができず、大変失礼いたしました。

春休みが終了後は、4月から平常どおり入学式等を迎える予定です。そのような中で、入学式の来賓等の出席につきましては、感染症拡大防止策として控えておりますのでご了承くださいただけたらと思います。

「学ぶ楽しさに日本一」については既にスタートしておりますが、委員の皆様からご意見をいただいた市の教育基本計画も完成いたしました。その節は大変ありがとうございました。

新年度は新しい人員でスタートすることになります。本日は出席しておりませんが、原口体育青少年課長は退職、山川学校教育課長は広田小学校長として赴任されることになります。事務局のほうでは、板野係長が長寿・保険課へ、土井主査が総合窓口センターへ異動、佐々木係長を議会事務局から迎えることになります。

以上で教育長報告とさせていただきます。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

【浅井教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

「議事」につきましては、南あわじ市教育委員会単独議案8件と、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会単独議案2件を審議したいと思います。

南あわじ市教育委員会議案第5号から議案第12号まで、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号は、規則の改正や廃止、新規制定をするものですので、9件一括し提案理由の説明をさせていただきます。

提案理由の説明を求めます。

【中村課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会 議案第5号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この規則の一部改正については、教育委員会事務局 内部組織の変更に伴い、一部改正を行うものであり、具体的には教育次長補を設置し、教育次長とともに教育長を補佐するものとしております。

なお、附則で、施行日を令和2年4月1日と定めております。

以上で、議案第5号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重ご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【山川課長】 続きまして、議案第6号「南あわじ市不登校児童及び生徒適応教室指導員の設置等に関する規則を廃止する規則制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この規則廃止は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布にもとづき、これまで非常勤特別職であった適応教室指導員が、令和2年度から会計年度任用職員になることに伴い、本規則を廃止するものでございます。

なお、附則で施行期日を令和2年4月1日と定めております。

以上、「南あわじ市不登校児童及び生徒適応教室指導員の設置等に関する規則を廃止する規則制定について」、提案理由の説明とさせていただきます。

【福田課長】 続きまして、議案第7号「南あわじ市社会教育指導員規則を廃止する規則制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この規則廃止は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布にもとづき、これまで非常勤特別職であった社会教育指導員が、令和2年度から会計年度任用職員になることに伴い、本規則を廃止するものでございます。

なお、附則で施行期日を令和2年4月1日と定めております。

以上、「南あわじ市社会教育指導員規則を廃止する規則制定について」、提案理由の説明とさせていただきます。

【山川課長】 続きまして、議案第8号「南あわじ市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この規則の一部改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布に基づき、これまで非常勤職員であった調理員が、令和2年度からパートタイム会計年度任用職員になることに伴い、関係する本規則の一部を改正するものでございます。

なお、附則で施行期日を令和2年4月1日と定めております。

以上、「南あわじ市学校給食共同調理場管理運営規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由の説明とさせていただきます。

【山川課長】 続きまして、議案第9号「南あわじ市学校教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この規則廃止は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の公布にもとづき、これまで非常勤特別職であった学校教育指導員が、令和2年度から会計年度任用職員になることに伴い、本規則を廃止するものでございます。

なお、附則で施行期日を令和2年4月1日と定めております。

以上、「南あわじ市学校教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則制定について」、提案理由の説明とさせていただきます。

【山川課長】 続きまして、議案第10号「南あわじ市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

令和2年4月1日に南あわじ市立西淡志知小学校と南あわじ市立三原志知小学校が統合し、新たに南あわじ市立志知小学校が開校するにあたり、令和元年6月26日開催の教育委員会定例会において、「南あわじ市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について」が議決されましたが、三原中学校の通学区域を志知地区全域とするのは令和3年4月1日以降であったことから、再度本規則の改正を行うものでございます。

なお、附則でこの規則は、公布の日から施行するものと定めております。

以上、「南あわじ市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由の説明とさせていただきます。

【仲山次長】 続きまして、議案第11号「南あわじ市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

「南あわじ市温水プール条例第2条」のゆとりっくクラブハウスの管理運営に関する事務については、平成17年の合併当初から一括して市長部局で所管しております。

今回は、その実態に沿い、市長部局である産業建設部に補助執行させるために一部改正を行うものです。

なお、附則で施行日を、令和2年4月1日と定めております。

以上、議案第11号「南あわじ市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【山川課長】 南あわじ市教育委員会 議案第12号「南あわじ市教育職員の業務の量の適

切な管理に関する措置等を定める規則制定について」、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 議案第4号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この規則制定は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項の規定に基づき、文部科学大臣が定めた公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）を踏まえ、教育職員が所定の勤務時間及びそれ以外の時間について行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会が講ずる措置について必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則で施行期日を令和2年4月1日と定めております。

以上、「南あわじ市教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則制定について」及び「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則制定について」、提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

【岡委員】 議案第10号の通学区域に関する規則の一部改正についてですが、西淡志知地区の児童については、今年度卒業生は西淡中学校へ、来年度卒業生からは三原中学校へ進学ということでしょうか。

【山川課長】 そのとおりです。

【浅井教育長】 ほかに質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 質疑を終結します。

お諮りします。

本来は、1議案ごとに採決すべきものですが、この度の上程議案については、一括採決としたいと思います。ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、一括採決します。

南あわじ市教育委員会議案第5号から第12号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号についてを一括採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第5号から第12号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号は、原案のとおり決定されました。

【浅井教育長】 続きまして、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号について審議します。議案第5号について審議するにあたり、本議案は数田委員の一身上に関する事件と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、数田委員の退席を求めます。

( 数田委員 退席 )

【浅井教育長】 それでは、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号「教育委員会委員の辞職の同意について」を審議します。

提案理由の説明を求めます。

【仲山次長】 ただいま上程いただきました、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号「教育委員会委員の辞職の同意について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この度、教育委員会委員、数田様より、令和2年2月26日付で、同年4月12日をもって教育委員の職を辞したい旨の辞職願が提出されました。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、「委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。」となっていることから、本日議案として提出いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

この件につきまして、何かご質問等ございますか。



( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 質疑がないようですので、お諮りします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号「教育委員会委員の辞職の同意について」、同意することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号「教育委員会委員の辞職の同意について」は、同意することに決定しました。

それでは、ただいまの議決結果を数田委員、管理者へ通知することといたします。

ここで、数田委員の入室を認めます。

( 数田委員 入室 )

【浅井教育長】 では、数田委員に議決結果を報告いたします。

委員の願いのとおり辞職について同意することとなりましたこと、ここでご報告させていただきます。

【浅井教育長】 次に協議及び報告事項に移りたいと思います。

「協議及び報告事項」につきましては、お手元に資料を配付しております。

「南あわじ市議会3月定例会一般質問の報告」については、資料をご覧おき願います。

次に「教職員の人事異動について」事務局より説明をお願いします。

【山川課長】 お手元に配布しております「令和元年度末人事異動一覧表」をご覧ください。

赤字が異動の教職員となります。新任としては小学校に1名、中学校に4名、事務・栄養教諭等に1名ずつ入っておりますので、詳しくはまた御覧おきいただきたいと思っております。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 ないようですので、次に、「教育委員会事務局職員の人事異動について」、事務局より説明をお願いします。

【中村課長】 令和2年4月1日付の教育委員会職員の人事異動内示についてご説明申し上げます。

お手元の人事異動について（内示）をご覧ください。

時間の都合上、管理職の異動者と退職者のみ紹介させていただきますが、副部長級で大住武義、現淡路教育事務所副所長が南あわじ市教育次長補兼学校教育課長として転入されます。

課長級では阿部志郎、現危機管理課付課長が体育青少年課長兼三原健康広場所長兼文化体育館館長として転入されます。

主幹級では、北口力、現危機管理部長が再任用で中央公民館館長として転入し、森崎重夫、現中央公民館館長が給食センター所長に異動しております。

最後の4ページをご覧ください。

今年度の退職者につきましては、原口言美体育青少年課長他記載の5名です。

又、派遣期間満了により県教委に山川直樹、学校教育課長と宮内博、学校教育指導主事が戻られます。

ちなみに当教育委員会の事務局をさせていただいておりました板野係長は長寿・保険課へ、土居主事は総合窓口センターへと異動になり、後任に議会事務局から佐々木係長と育児休暇復帰で野上主査が教育総務課へ配属となっております。

以上で簡単ですが人事異動につきましての説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 次に、「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧ください。

次に「その他」に移らせていただきます。

何かございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。これをもちまして、南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

閉 会 午後1時55分